

会 議 録

会議の名称	本庄市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	資料送付日：令和 3年 8月 10日（火） 表決書提出締切日：令和 3年 8月 24日（火）
開催場所	書面会議のため該当なし
出席者	(委員) 早野 清会長、保岡 哲也副会長、清水 静子委員、木村 睦子委員 新井 肇委員、明堂 純子委員 (事務局) 総務部行政管理課
欠席者	目黒 貴史委員
議 事	1. 審議会の公開について 2. 令和2年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況について
配付資料	1. 配付資料等一覧 2. 令和3年度 本庄市情報公開・個人情報保護審議会の書面開催について 3. 書面表決書 4. 資料1・資料2 5. 令和3年度 本庄市情報公開・個人情報保護審議会（書面開催）説明資料 6. 委員報酬の支払いについて 7. 委員の交代について 8. 本庄市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿 9. 返信用封筒
その他特記事項	
主管課	総務部行政管理課

会議の経過	
表決結果	<p>表決書については、会長を除く委員5名からの提出があり、以下の議事について過半数の賛成をもって可決されました。</p> <p style="text-align: center;">(議事) 審議会の公開について</p> <p style="text-align: right;">賛成 5名 反対 0名</p>
議事についての意見	<p>○明堂純子委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申出について、なぜそのような扱いになるのか。 <p>○事務局回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に公開決定等された公文書並びに、合併前の旧本庄市及び旧児玉町から承継された公文書が申出の対象となります。 <p>本庄市情報公開条例第22条では、「この条例の規定により一度公開した公文書は、この条例に規定する手続によらず提供するよう努めるものとする。」とされております。これにより、簡易迅速な情報提供が可能となりますが、写しの作成及び送付に要する実費は、公開請求による場合と同様に申出者の負担となります。</p> <p>また、同条例附則第3項では、「この条例は、平成18年1月9日における本庄市及び児玉町から承継された公文書については、適用しない。」としています。さらに、第4項では、承継公文書の任意的公開として、「承継公文書の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。」とあり、公文書の所在が分かる限り、市政に関する説明責任を果たさなければならないこととなっています。</p> <p>また、承継公文書の公開に係る実費についても申出者の負担となります。</p>
その他の意見	<p>○明堂純子委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開できる内容はなるべく出す、という姿勢が感じられました。

令和3年10月6日

本庄市情報公開・個人情報保護審議会 会長

